

NHK 子会社の取締役等に対する報酬、退職金の支給基準と公表の方針

子会社は役員報酬制度を以下のように運用する。関連公益法人もこれに準じる。なお、子会社・関連公益法人とも、役員退任慰労金は支給しない。

＜報酬の構成（※1）＞

- ・取締役の報酬は、定額部分と変動部分で構成される。監査役の報酬には変動部分はない。

＜報酬額決定過程＞

- ・定額部分は、NHK が社長の支給上限額を決定する（※2）。子会社は上限額の範囲で定額部分の支給額を決定する。社長以外の役員については、社長を超えない範囲で、役位・担務の状況等により、定額部分の支給額を、社長が決定する。
- ・変動部分は、会社のミッションや経営課題への取り組み、会社業績などにより、社長の支給上限額を NHK が決定する（※3）。社長以外の役員については、個別業績等により、社長が決定する（※4）。
- ・株主総会は、取締役全員のおよび監査役全員の当該年度の役員報酬総額を決定する。取締役会は、株主総会が決定した報酬総額の範囲内で、個々の取締役の、定額・変動をあわせた、年間報酬総額の上限額を決定する。監査役会を構成する会社は、監査役会で、個々の監査役の年間報酬額を決定する。

＜報酬の支給＞

- ・定額部分、変動部分をあわせた年間報酬額に 12 で除した額を、月例支給額として支給する。

＜報酬支給状況の情報公開＞

- ・事業報告書の中で、当該年度に支給した役員報酬総額を次のように記載する。

役員区分	報酬の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員数 (人)
		定額部分	変動部分	
取締役 (社外役員を除く)	***	***	***	○人
監査役 (社外役員を除く)	***	***	***	○人
社外役員	**	**	**	○人

※使用人兼務取締役の使用人給与部分を含む。
 ※非常勤取締役○人、非常勤監査役○人に対しては、報酬を支払っていない。

(※記載は 2019 年度決算の事業報告以降とする)

- (※1) NHK から出向した取締役の報酬は、NHK 職員の給与等の支給の基準により定めた出向負担金を出向先団体が負担する。
- (※2) 社長の定額部分支給上限額の目安
法人の規模・経営状況などにより、12,600 千円 ～ 13,950 千円
- (※3) 社長の変動部分支給上限額の目安
社長の定額部分支給額を 3 で除した額に、社長の評価に応じた料率 (0.5~1.3) を乗じて決定する。
- (※4) 社長以外の取締役の支給上限額
定額部分・変動部分とも、役位や業績に応じて、社長を超えない範囲で社長が決定する。